

台湾専利法

2004年7月1日施行
2010年8月25日改正

第一章 総則

- 第1条 本法は、発明及び創作を奨励、保護、利用し、産業の発展を促進するために制定される。
- 第2条 本法で特許とは、次に掲げるものをいう。
1. 発明特許
 2. 実用新案登録
 3. 意匠登録
- 第3条 本法の主務官庁は経済部である。
経済部は、専門機関を指定して特許業務を行わせる。
- 第4条 外国人の属する国と台湾が共同して特許保護に関する国際条約に加盟していない場合、又は相互に特許を保護する条約や協定又は団体や機構間で特許保護に関する主務官庁が認可した協議がない場合、又は該外国人の本国が台湾人民による特許出願を受理しない場合は、該外国人の特許出願を受理しないことができる。
- 第5条 特許出願権とは、本法により特許出願をする権利を指す。
特許出願権者とは、本法で別に規定がある場合、又は契約で別段の約定がある場合を除き、発明者、考案者、又はその譲受人や相続人を指す。
- 第6条 特許出願権及び特許権は、いずれも譲渡又は相続することができる。
特許出願権は、質権の目的とすることができない。
特許権を目的として質権を設定した場合、契約で別段の約定がある場合を除き、質権者は該特許権を実施することができない。
- 第7条 従業者が職務上完成した発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は使用者に帰属し、使用者は従業者に相当の対価を支払わなければならない。但し、契約で別段の約定がある場合は、それに従う。
前項の職務上完成した発明、実用新案又は意匠とは、従業者が雇用関係下の業務で完成した発明、実用新案又は意匠を指す。
一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させる場合、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合、特許権は発明者又は考案者に帰属する。但し、出資者は、その発明、実用新案又は意匠を実施することができる。

- 第 1 項、前項の規定により、特許出願権及び特許権が使用者又は出資者に帰属する場合、発明者又は創作者は氏名表示権を享有する。
- 第 8 条 従業者が職務上完成したものではない発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は従業者に帰属する。但し、その発明、実用新案又は意匠が使用者の資源又は経験を利用したものである場合、使用者が従業者に相当の対価を支払えば、該事業者においてその発明、実用新案又は意匠を実施することができる。
- 従業者が職務外で発明、実用新案又は意匠を完成した場合は、直ちに書面で使用者に通知しなければならない。必要があれば、創作の過程についても告知しなければならない。
- 前項の書面通知送達後 6 ヶ月以内に、使用者が従業者に反対の意を示さなければ、該発明、実用新案又は意匠が職務上の発明、実用新案又は意匠であると主張することができない。
- 第 9 条 前条の使用人と従業者の間で締結された契約で、従業者がその発明、実用新案又は意匠の権益を享受できないように定めるものは、無効とする。
- 第 10 条 使用者又は従業者は、第 7 条及び第 8 条で定める権利の帰属に関し紛争があり協議が成立した場合、証明書類を添付して、特許主務官庁に権利者の名義変更を申請することができる。特許主務官庁が必要と認めるときは、その他法令によって取得した調停、仲裁又は判決に関する書類を添付するよう当事者に通知することができる。
- 第 11 条 出願人は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行うことができる。
- 台湾内に住所又は営業所がない者は、特許出願及び特許に関する事項の処理について、代理人に委任してこれを行わなければならない。
- 代理人は、法令に別段の規定がある場合を除き、弁理士でなければならない。
- 弁理士の資格及び管理は別途法律で定める。法律が制定されるまで、代理人資格の取得、取消、無効及びその管理規則は主務官庁が定める。
- 第 12 条 特許出願権が共有である場合、共有者全員により出願が提出されなければならない。
- 2 人以上が共同で特許出願以外の特許に関する手続を行う場合、出願の取下又は放棄、分割、出願変更又は本法の別段の約定により共同署名しなければならない場合を除き、各自が単独でその他の手続を行うことができる。但し、代表者を定めた場合、それに従う。
- 前 2 項のように共同署名しなければならない状況においては、そのうちの 1 人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。送達を受けるべき者の指定がない場合、特許主務官庁は、第 1 順位の出願

人を送達を受けるべき者に指定し、並びに送達事項をその他の者に通知しなければならない。

第 13 条 特許出願権が共有である場合は、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない。

第 14 条 特許出願権を継承した者は、出願時に継承人の名義で特許出願をしなかつたり、出願後特許主務官庁に名義変更を申請しなかつた場合、第三者に対抗することができない。
前項の名義変更を申請する場合、譲受又は相続を問わず、証明書を添付しなければならない。

第 15 条 特許主務官庁の職員及び特許審査官は、その在職期間内において、相続の場合を除き、特許出願をすることができず、かつ、直接又は間接を問わず、特許に係るいかなる権益も受けることができない。

第 16 条 特許主務官庁の職員及び特許審査官は、その職務上知り得た又は持ち得た特許に係る発明、実用新案、意匠、又は出願人の事業上の秘密に対し、守秘義務を負う。

第 17 条 特許に関する出願及びその他の手続をなすべき者が、法定又は指定の期間内に手続をしなかつたり、費用を納付しなかつた場合、その手続を受理してはならない。但し、処分を受ける前に補正を行った者に対しては、その手続を受理しなければならない。
天災又は自らの責任に帰することのできない事由により法定期間を遅延した場合、その原因が消滅した日から 30 日以内に書面をもって理由を説明し、特許主務官庁に対し、現状回復を申請することができる。但し、法定期間の遅延が 1 年を超えた場合は、この限りでない。
現状回復を申請する場合、同時にその期間内になすべき手続を補完しなければならない。

第 18 条 査定書又はその他の書類を送達する方法がない場合、特許公報に掲載しなければならない。公報掲載日から 30 日が経過した後、送達が完了したものとみなす。

第 19 条 特許に係る出願及びその他の手続は、電子方式で行うことができる。その施行日及び規則は主務官庁が定める。

第 20 条 本法の期間に関する計算には、その開始日を含まない。
第 51 条第 3 項、第 101 条第 3 項及び第 113 条第 3 項でそれぞれ定める発明特許権、実用新案権、意匠権の権利存続期間は、出願日当日から起算する。

第二章 発 明 特 許

第一節 特許要件

第 21 条 発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す。

第 22 条 産業上利用することのできる発明で、次の各号いずれかに該当しないものは、本法により出願し、特許を受けることができる。

1. 出願前に既に刊行物に記載されたり、又は公然実施されたもの。
2. 出願前に既に公然知られたもの。

次のいずれかの事情により前項各号の事情に至った発明については、その事実が生じた日から 6 ヶ月以内に特許出願をした場合、前項各号の規定の制限を受けない。

1. 研究又は実験のため。
2. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。
3. 出願人の意図に反して漏洩したもの。

出願人が前項第 1 号、第 2 号の事由を主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

発明が第 1 項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術領域の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて容易に完成できる場合、本法により出願し、発明特許を受けることができない。

第 23 条 特許を出願した発明が、その出願より先に出願され、かつその出願後 はじめて公開又は公告された発明特許若しくは実用新案登録出願に添付される明細書又は図面に記載された内容と同一である場合、特許を受けることができない。但し、該出願人と先に出願された発明又は実用新案登録の出願人が同一である場合は、この限りでない。

第 24 条 次の各号のいずれかに該当するものは、発明特許を受けることができない。

1. 動物、植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法。但し、微生物学的方法はこの限りでない。
2. 人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。
3. 公序良俗又は公衆衛生を害するもの。

第二節 出 願

第 25 条 発明特許出願は、特許出願権者が願書、明細書、必要な図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出する。

出願権者が使用者、譲受人又は相続人である場合、発明者の氏名を明記し、かつ雇用、譲受又は相続を証明する書類を添付しなければならない。

発明特許出願は、願書、明細書及び必要な図面が全て揃った日を出願日とする。

前項の明細書及び必要な図面が外国語で提出され、かつ特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、該外国語の明細書及び必要な図面が提出された日を出願日とする。指定された期間内に補正しなかった場合、出願を受理しない。但し、処分前に補正した場合、補正した日を出願日とする。

第 26 条

前条の明細書には、発明の名称、発明の説明、要約及び特許請求の範囲を記載しなければならない。

発明の説明は、該発明が属する技術領域の通常知識を有する者が、その内容を理解し、それに基づいて実施することができるように、明確かつ十分に開示しなければならない。

特許請求の範囲には特許を受けようとする発明について明確に記載し、各請求項には簡潔な方式で記載し、かつ発明の説明及び図面で支持しなければならない。

発明の説明、特許請求の範囲及び図面の開示方式は、本法施行細則で定める。

第 27 条

出願人が同一の発明について、中華民国と相互に優先権を承認する外国又は WTO 加盟国において、法律に則って最初に特許出願し、かつ、最初の特許出願の日から 12 か月以内に、中華民国に特許出願をする場合、優先権を主張することができる。

出願人が前項の規定により 1 出願において 2 以上の優先権を主張する場合、その優先権期間の起算日は最先の優先日の翌日とする。

外国の出願人が WTO 加盟国の国民ではなく、かつ、その所属する国と中華民国とが相互に優先権を承認していない場合、WTO 加盟国又は互惠関係にある国の領域内に住所又は営業所を有していれば、第 1 項の規定により優先権を主張することができる。

優先権を主張した場合、その特許要件の審査は優先日を基準とする。

第 28 条

前条の規定により優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に申立てをし、かつ、外国での最初の出願日及びその出願を受理した国又は WTO 加盟国を願書に記載しなければならない。

出願人は、出願日から 4 か月以内に、前項の外国政府又は WTO 加盟国政府が受理を証明した特許出願書類を提出しなければならない。

前 2 項の規定に違反する場合は、優先権を失う。

第 29 条

出願人が台湾においてその先に出願した発明又は実用新案に基づいて特許を出願する場合、先願出願当初の明細書又は図面に記載された発明若しくは創作に基づいて優先権を主張することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先権を主張することができない。

1. 先願の出願日から既に 12 ヶ月を経過した場合。

2. 先願に記載された発明又は創作において第27条又は本条の規定により既に優先権を主張した場合。
3. 先願が第33条第1項規定の分割出願又は第102条規定の変更出願である場合。
4. 先願が既に査定又は処分された場合。

前項の先願は、その出願日から15ヶ月を経過したときに取り下げたものとみなす。

先願の出願日から15ヶ月を経過した後は、優先権の主張を取り下げることができない。

第1項により優先権を主張した特許出願が先願の出願日から15ヶ月以内に下げられた場合、同時に優先権の主張も取り下げられたものとみなす。

特許出願人が1出願について2以上の優先権を主張する場合、その優先権期間の起算日は最先の優先日の翌日とする。

優先権が主張された場合、その特許要件の審査は、優先日を基準とする。

第1項により優先権を主張しようとする場合、特許出願と同時に申立てを提出し、かつ先願の出願日及び出願番号を願書に明記しなければならない。出願人が出願時に申立てをしなかったり、又は先願の出願日及び出願番号を明記しなかった場合、優先権を失う。

本条により主張する優先日は、2001年10月26日より前に溯ることができない。

第30条

生物材料又は生物材料を利用する発明特許を出願しようとする場合、出願人は遅くとも出願日までに該生物材料を特許主務官庁指定の台湾内の寄託機関に寄託し、かつ寄託機関、寄託日及び寄託番号を願書に明記しなければならない。但し、該生物材料が、それが属する技術領域の通常知識を有する者により容易に取得できる場合、寄託する必要はない。

出願人は出願日から3ヶ月以内に寄託証明書を提出しなければならない。期間が満了しても該証明書を提出しなかった場合、寄託しなかったものとみなす。

出願前に既に特許主務官庁が認可した外国寄託機関に寄託し、出願時にその事実を申立て、かつ前項に規定する期間内に特許主務官庁指定の台湾内の寄託機関に寄託した旨の証明書類及び外国寄託機関発行の証明書類を提出する場合には、遅くとも出願日までに台湾内の寄託機関に寄託しなければならないとする第1項の制限を受けない。

第1項の生物材料寄託の受理要件、種類、形態、数量、費用及びその他の寄託執行に関わる規則は、主務官庁が定める。

- 第 31 条 同一の発明について、2 以上の特許出願があった場合、最先に出願した者のみが特許を受けることができる。但し、後から出願した者が主張する優先日が先願の出願日より早い場合は、この限りでない。
- 前項の出願日又は優先日が同日である場合は、これを協議により定めるよう出願人に通知しなければならない。協議が成立しない場合、いずれの出願人も発明特許を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定していずれか 1 つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎてもいずれか 1 つの出願を選択しなかった場合、いずれの出願も発明特許を受けることができない。
- 各出願人が協議する場合、特許主務官庁は適当な期間を指定して該協議結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎても報告がなかった場合、協議が成立しなかったものとみなす。
- 前 3 項の規定は、同一の発明又は創作がそれぞれ発明特許及び実用新案登録を出願する場合に準用する。
- 第 32 条 発明特許出願は、1 つの発明ごとに出願を提出しなければならない。2 以上の発明が、1 つの広義の発明概念に属する場合、1 出願において出願を提出することができる。
- 第 33 条 特許を出願した発明が、実質上 2 以上の発明である場合、特許主務官庁の通知又は出願人の請求により、出願を分割することができる。
- 前項の分割出願は、原出願の再審査の査定前に行わなければならない。分割出願が許可された場合にも、原出願の出願日を当該出願日とする。優先権がある場合、優先権を主張ことができ、かつ原出願で既に完成した手続から審査を続行しなければならない。
- 第 34 条 特許出願権者でない者が出願し、特許を受けた発明について、特許出願権者が該発明特許の公告日から 2 年以内に無効審判を請求し、かつ審決で無効が確定した日から 60 日以内に特許出願をした場合、該特許出願権者でない者の出願日を該特許出願権者の出願日とする。
- 発明特許権者が前項規定により出願した出願については、改めて公告しない。

第三節 審査及び再審査

- 第 35 条 特許主務官庁は、発明特許出願の実体審査について、特許審査官を指定して、これを審査させなければならない。
- 特許審査官の資格は、法律で定める。
- 第 36 条 特許主務官庁が、発明特許出願書類を受理した後、審査の結果、手続に規定に合致しない箇所がなく、かつ公開すべきでない事情がないと認めた場合、出願日から 18 ヶ月後に該出願を公開しなければならない。

特許主務官庁は、出願人の請求により、その出願を早期公開することができる。

発明特許の出願が、次の各号のいずれかに該当する場合、公開しない。

1. 出願日から15ヶ月以内に取り下げられる場合。
2. 国防上の機密又はその他の国家安全に関わる機密に及ぶ場合。
3. 公序良俗を害する場合。

第1項及び前項の期間は、優先権主張があった場合、その起算日は優先日の翌日とする。2以上の優先権を主張する場合、その起算日は最先の優先日の翌日とする。

第37条 何人も、発明特許出願日から3年以内に、特許主務官庁に対し、その発明特許出願について実体審査の請求をすることができる。

第33条第1項の規定による分割出願、又は第102条の規定による発明特許への出願変更は、前項の期間を過ぎた場合、分割出願又は出願変更を行った日から30日以内に、特許主務官庁に実体審査の請求をすることができる。

前二項の規定により行った審査の請求は取り下げることができない。

第1項又は第2項に規定される期間内に実体審査を請求しなかった場合、該発明特許出願は取り下げられたものとみなす。

第38条 前条の審査を請求する場合、申請書を提出しなければならない。

特許主務官庁は、審査請求の事実を、特許公報に掲載しなければならない。

発明特許出願人以外の者から審査が請求された場合、特許主務官庁は、その事実を発明特許出願人に通知しなければならない。

生物材料に関する発明特許又は生物材料を利用する発明特許の出願人は、審査請求時に、寄託機関発行の生存確認証明書類を提出しなければならない。発明特許出願人以外の者から審査が請求された場合、特許主務官庁は、3ヶ月以内に生存確認証明書類を提出するよう発明特許出願人に通知しなければならない。

第39条 発明特許出願の公開後、特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施している場合、特許主務官庁は、請求により、該特許出願を優先的に審査することができる。

前項の請求をする場合、関係証明書類を提出しなければならない。

第40条 発明特許出願人は、その出願の公開後、かつて発明特許出願内容について書面による通知を行ったにもかかわらず、通知後かつ公告前に依然として該発明を業として実施し続けた者に対し、該発明特許出願の公告後、適当な補償金の支払いを請求することができる。

既に公開された発明特許出願であることを明らかに知りながら、公告前に業として該発明を実施し続けた者に対しても、前項の請求をすることができる。

前二項の規定による請求権は、その他の権利の行使を妨げない。

第1項、第2項による補償金の請求権は、公告日から2年以内に行使しなければ、消滅する。

第41条 前5条の規定は、2002年10月26日以降に提出された発明特許出願から適用する。

第42条 特許審査官が次の各号のいずれかに該当する場合、自ら特許審査官を辞退しなければならない。

1. 本人又はその配偶者が、該特許出願の出願人、代理人、代理人の共同事業者、又は代理人と雇用関係にある者である場合。
2. 該特許の出願人又は代理人の四親等内の血族、若しくは三親等内の姻族である場合。
3. 本人又はその配偶者が、該特許出願について特許出願人と共同権利人、共同義務人又は償還義務人の関係にある場合。
4. 該特許出願の出願人の法定代理人、家長、家族である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。
5. 該特許出願の出願人の訴訟代理人、補佐人である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。
6. 該特許出願の証人、鑑定人、異議申立人、無効審判の請求人である場合、又はかつてこれらの関係にあった場合。

特許審査官が除斥されるべきであるにもかかわらず、除斥されなかった場合、特許主務官庁は、職権で又は請求により、その処分を取り消した後、別に適当な処分をすることができる。

第43条 出願について審査した後、査定書を作成し、特許出願人又はその代理人に送達しなければならない。

拒絶査定する際は、査定書に理由を記さなければならない。

査定書には特許審査官が署名しなければならない。再審査、無効審判の審査及び権利存続期間の延長審査の査定書も同様とする。

第44条 発明特許出願が第21条から第24条、第26条、第30条第1項、第2項、第31条、第32条又は第49条第4項の規定に違反する場合、特許を付与しない旨の査定を下さなければならない。

第45条 審査の結果、拒絶すべき理由がないと認めた発明については、特許を許可し、その特許請求の範囲及び図面を公告しなければならない。
公告された特許について、何人も、その査定書、明細書、図面及び全ファイル資料の閲覧、抄録、撮影又はコピーを請求することができる。

但し、特許主務官庁が法により秘密を保持しなければならない場合は、この限りでない。

第 46 条 発明特許出願人は、拒絶査定に不服がある場合、査定書送達の日から 60 日以内に理由書を添付して再審査を請求することができる。但し、出願手続の不適法又は出願人不適格の理由で受理されなかった場合、又は却下された場合は、法律により行政救済を提起することができる。再審査の結果、拒絶理由があると認めた場合、査定前に、期限を指定して意見書を提出するよう出願人に通知しなければならない。

第 47 条 再審査時、特許主務官庁は、原審査に参加しなかった特許審査官を指定して、これを審査させ、査定書を作成させなければならない。前項の再審査の査定書は、出願人に送達しなければならない。

第 48 条 特許主務官庁は、発明特許の審査の際、請求により又は職権で、期限を指定して次の各号の事項を行うよう出願人に通知することができる。

1. 特許主務官庁に出頭して面談に応じる。
2. 必要な実験を行い、模型又は見本を追加する。

前項第 2 号の実験、追加された模型又は見本について、特許主務官庁は必要であれば、現場又は指定した場所で実地検証を行うことができる。

第 49 条 特許主務官庁は、発明特許の審査の際、職権により、期限を指定して明細書又は図面を補足・補正するよう出願人に通知することができる。出願人は、発明特許を出願した日から 15 ヶ月以内に、明細書又は図面を補足・補正することができる。15 ヶ月以後に明細書又は図面の補足・補正を申請した場合、原出願により公開する。

出願人は発明特許を出願した日から 15 ヶ月以降も、次の各号の期日又は期間内に限り、明細書又は図面を補足・補正することができる。

1. 実体審査を請求するとき。
2. 出願人以外の者が実体審査を請求した場合、該出願について実体審査を行う旨の通知送達後 3 ヶ月以内。
3. 特許主務官庁が査定前に通知した意見書提出期間内。
4. 再審査請求時、又は再審査理由書を補充提出することができる期間内。

前三項による補足・補正は、出願当初の明細書又は図面が開示する範囲を超えてはならない。

第 2 項、第 3 項の期間は、優先権の主張がある場合、その起算日は優先日の翌日とする。

第 50 条 発明を審査した結果、国の安全を脅かすおそれがあるとき、その明細書を国防関係又は国家安全関連機関に移して意見を聴取しなければならない。秘密にする必要があると認められた場合、その発明は公告せず、

出願書類は封緘して閲覧させず、また、その旨を記した査定書を作成して、出願人、代理人及び発明者に送達しなければならない。

出願人、代理人及び発明者は、前項の発明について秘密を保持しなければならない。これに違反した場合、該特許出願権を放棄したものとみなす。

該秘密保持の期間は、査定書を出願人に送達した日から1年間とし、1年ごとにそれを延長することができる。特許主務官庁は期間満了の1ヶ月前に国防部又は国家安全関連機関に問い合わせ、秘密保持の必要がないと認められた場合は、直ちに公告しなければならない。

秘密保持期間に出願人が受けた損失について、政府はそれ相当の補償を与えなければならない。

第四節 特許権

第51条 特許出願された発明は、許可査定後、出願人は査定書送達後3ヶ月以内に証書料及び1年目の特許料を納付しなければならない。前記の費用が納付された後はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しなかった場合、公告を行わず、その特許権は最初から存在しなかったものとする。

特許出願された発明は、公告の日より発明特許権を付与し、証書を交付する。

発明特許権の存続期間は、出願日から起算して20年をもって満了とする。

第52条 医薬品、農薬又はその製造方法に係る発明特許権の実施が、他の法律の規定により、許可証を取得しなければならない、かつその取得に特許出願の公告日から2年以上の期間を要する場合、特許権者は特許権の存続期間を、1回に限り、2年から5年までの延長を申請することができる。但し、延長を許可する期間は、中央目的事業主務官庁から許可証を取得するために必要な期間を超えてはならない。許可証を取得するための期間が5年を超える場合も、その延長期間は5年までとする。前項の申請は、最初に許可証を取得した日から3ヶ月以内に、申請書に証明書類を添付し、特許主務官庁に提出しなければならない。但し、特許権の存続期間の満了する6ヶ月以上前に、これを行わなければならない。

主務官庁は、前項出願の期間延長に関する審査、決定について、国民の健康への影響を考慮し、中央目的事業主務官庁と共同で審査及び決定の方法を定めなければならない。

第 53 条 特許主務官庁は、発明特許権存続期間の延長申請について、特許審査官を指定して、これを審査させ、査定書を作成して特許権者又はその代理人に送達しなければならない。

第 54 条 何人も、延長が許可された発明特許権存続期間が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。

1. 発明特許の実施について許可証を取得する必要がない場合。
2. 特許権者又は実施権者が許可証を取得していない場合。
3. 延長を許可された期間が実施することができなかつた期間を超えている場合。
4. 特許権存続期間の延長を申請した者が特許権者でない場合。
5. 特許権が共有であつて、共有者全員により申請されたものではない場合。
6. 取得した許可証により承認された外国での試験期間に基づいて特許権存続期間の延長を申請した場合、その許可された延長期間が、該外国の特許主務官庁が認可した期間を超えている場合。
7. 許可証の取得に必要な期間が 2 年未満である場合。

特許権の延長が無効審判によって無効にすべき旨の審決が確定した場合、その延長を許可された期間は、最初から存在しなかつたものとみなす。但し、前項第 3 号、第 6 号の規定の違反に対する無効審判について無効にすべき旨の決定が確定した場合、該超過期間については延長されなかつたものとみなす。

第 55 条 特許主務官庁が前条第 1 項各号のいずれかに該当すると認める場合、職権で、延長した発明特許権存続期間を取り消すことができる。特許権存続期間の延長を取り消すべき旨の審決が確定した場合、その許可された延長期間は、最初から存在しなかつたものとみなす。但し、前条第 1 項第 3 号、第 6 号の規定に違反する場合において、その取消が確定した場合、該超過期間については延長されなかつたものとみなす。

第 56 条 物品の発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該物品を製造、販売、販売の申し出、使用をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

方法の発明の特許権者は、本法で別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに、該方法を使用及び該方法をもって直接製造した物品を使用、販売の申し出、販売をすること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

発明特許権の範囲は、明細書に記載された特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈時には、発明の説明及び図面を参酌することができる。

第 57 条

発明特許権の効力は、次の各号の事項には及ばない。

1. 研究、授業又は試験のためにその発明を実施し、営利上の行為ではないもの。
2. 出願前、既に台湾内で使用されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。但し、出願前の 6 ヶ月以内に特許出願権者からその製造方法を知らされ、かつ特許出願権者がその特許権を留保する旨の表明をした場合は、この限りでない。
3. 出願前、既に台湾内に存在していた物品。
4. 単に国境を通過するにすぎない交通手段又はその装置。
5. 特許出願権者ではない者が受けた特許権が、特許権者による無効審判請求のために無効になった場合、その実施権者が無効審判請求前に善意で台湾内で使用していたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。
6. 特許権者が製造した又は特許権者の同意を得て製造した特許物品が販売された後、該物品を使用する又は再販売する行為。前記の製造、販売行為は台湾内に限らない。

前項第 2 号及び第 5 号の使用人は、その原事業内においてのみ継続して使用することができる。また、前項第 6 号における販売できる区域は、法院（裁判所）が事実に基づいて認定する。

第 1 項第 5 号の実施権者は、該特許権が無効審判請求により取り消された後も、依然として実施を継続する場合、特許権者による書面通知を受領した日から、特許権者に合理的な特許権使用料を支払わなければならない。

第 58 条

2 種類以上の医薬品を混合して製造された医薬品又は方法は、その特許権の効力は、医師の処方又は処方により調製された医薬品には及ばない。

第 59 条

発明特許権者が、その発明特許権を他人に譲渡、信託、実施権を設定したり、又は質権を設定する場合、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第 60 条

発明特許権の譲渡又は実施許諾について、契約に次のいずれかに該当する約定があることにより、不正競争が生じた場合、その約定は無効とする。

1. 譲受人に対し、特定の物品、又は譲渡人や実施権者でない者が提供する方法を使用することを制限又は禁止するもの。

2. 譲受人に対し、特許の保護を受けていない製品又は原料を、譲渡人から購入するよう要求するもの。
- 第 61 条 発明特許権が共有である場合、共有者が自ら実施する場合を除き、共有者全員の同意を得なければ、他人にこれを譲渡したり又は実施許諾することはできない。但し、契約に別段の約定がある場合は、その約定に従う。
- 第 62 条 発明特許の共有者は、共有者全員の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡、信託したり、又は質権を設定することができない。
- 第 63 条 発明特許権者が台湾と外国の間で発生した戦争により損失を受けた場合、1 回に限り、5 年から 10 年までの特許権存続期間の延期を請求することができる。但し、交戦国の国民の特許権は、延期を請求することができない。
- 第 64 条 発明特許権者は、次の各号のいずれかの事項についてのみ、特許明細書又は図面の訂正を請求することができる。
1. 特許請求の範囲の縮減。
 2. 誤記の事項の訂正。
 3. 不明瞭な記載の釈明。
- 前項の訂正は、出願当初の明細書又は図面に開示されている範囲を超えてはならず、かつ特許請求の範囲の実質を拡大又は変更してはならない。
- 特許主務官庁は、訂正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。
- 明細書、図面が訂正公告された場合、出願日に遡って発効する。
- 第 65 条 発明特許権者は、実施権者又は質権者の同意を得なければ、特許権の放棄又は前条による請求をすることができない。
- 第 66 条 次の各号のいずれかに該当する場合、発明特許権は当然消滅する。
1. 特許権の存続期間が満了したとき、期間満了の日の翌日から消滅する。
 2. 特許権者が死亡し、該特許権の相続人であることを主張する者がいない場合、該特許権が民法第 1185 条の規定により国に帰属すべき日から消滅する。
 3. 2 年目以降の特許料が追納期間が満了するまでに納付されなかった場合、該特許権は、本来の納付期間満了日の翌日より消滅する。但し、第 17 条第 2 項の規定により現状回復された場合は、この限りでない。
 4. 特許権者が自ら特許権を放棄する場合、その書面に示された日から特許権は消滅する。

- 第 67 条 次の各号のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は、無効審判請求により又は職権で、その発明特許権を取り消し、並びに期限を指定して特許証を返還させなければならない。返還することができない場合には、特許証の取消を公告しなければならない。
1. 第 12 条第 1 項、第 21 条から第 24 条まで、第 26 条、第 31 条又は第 49 条第 4 項の規定に違反する場合。
 2. 特許権者の属する国が台湾人民の特許出願を受理しない場合。
 3. 発明特許権者が発明特許出願権者ではない場合。
- 利害関係者に限り、第 12 条第 1 項の規定に違反すること又は前項第 3 号の事情を有することを理由に、無効審判を提起することができる。その他の事情については、何人も、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を請求することができる。
- 無効審判請求者は、無効審判請求日から 1 ヶ月以内に、無効審判理由及び証拠を補充提出しなければならない。但し、無効審判審定前に提出された場合には、依然としてこれを参酌しなければならない。
- 審査の結果、無効審判が成立しなかった場合、何人も、同一の事実及び同一の証拠をもって、無効審判を再請求することはできない。
- 第 68 条 利害関係者は、特許権の取消により回復できる法律上の利益がある場合、特許権の存続期間満了後又は消滅後も、無効審判を請求することができる。
- 第 69 条 特許主務官庁は、無効審判請求書を受理した後、無効審判請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。
- 特許権者は副本送達後 1 ヶ月以内に答弁しなければならない。予め理由を説明して延期が許可された場合を除き、期限を過ぎても答弁がない場合は直ちに審査する。
- 第 70 条 特許主務官庁は、無効審判を審査する際、原審査に関与しなかった審査官を指定し審査させ、査定書を作成させ、これを特許権者及び無効審判請求者に送達しなければならない。
- 第 71 条 特許主務官庁は、無効審判を審査する際、請求により又は職権で、期限を指定して、特許権者に次の各号の事項を行うよう通知することができる。
1. 特許主務官庁に出頭し面談する。
 2. 必要な実験を行ったり、模型又は見本を補充提出する。
 3. 第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定により補正する。
- 前項第 2 号の実験、模型又は見本の補充提出について、特許主務官庁は必要であれば現場又は指定した場所で実地検証することができる。
- 第 1 項第 3 号の規定により特許明細書又は図面を補正する場合、特許主務官庁は無効審判請求者に通知しなければならない。

- 第 72 条 第 54 条の発明特許権存続期間延長の無効審判に関する処理は、第 67 条第 3 項、第 4 項及び前四条の規定を準用する。
第 67 条の職権での特許権取消に関する処理は、前三条の規定を準用する。
- 第 73 条 発明特許権が取り消された後、次のいずれかに該当する場合は、その取消が確定したものとする。
1. 法により行政救済を提起しなかった場合。
2. 行政救済を提起したものの、却下が確定した場合。
発明特許権が取り消された場合、その特許権の効力は最初から存在しなかったものとみなす。
- 第 74 条 特許主務官庁は、発明特許権の付与、変更、存続期間の延長及び延期、譲渡、信託、実施許諾、強制実施、取消、消滅、質権設定及びその他の公告すべき事項を、特許公報に掲載しなければならない。
- 第 75 条 特許主務官庁は特許権原簿を備え置き、それに特許の付与、特許権の変更及び法令に定める全ての事項を記載しなければならない。
前項の特許権原簿は、電子方式で作成することができ、国民の、閲覧、抄録、撮影又はコピーに供さなければならない。

第五節 実施

- 第 76 条 国家の緊急事態に対応するため、又は公益を増進するための非営利目的の使用、あるいは申請者が合理的な商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾について協議できなかった場合、特許主務官庁は請求により、該申請者に特許権の強制実施を許可することができる。その実施は台湾市場の需要に供給することを主としなければならない。但し、半導体技術に係る特許について強制実施許諾を請求する場合は、公益の増進を目的とする非営利的使用に限る。
特許権者に関して、競争制限又は不正競争の理由で法院による判決又は公平交易委員会による処分が確定した場合、前項に該当しなくても、特許主務官庁は請求により、該申請者に特許権の強制実施を許可することができる。
特許主務官庁は、強制実施の請求書を受理した後、その副本を特許権者に送達し、3 ヶ月以内に答弁させなければならない。期間が満了しても答弁しなかった場合には、直ちにこれを処理することができる。
特許の強制実施権は、他人が同一の発明特許について別に実施権を取得することを妨げない。
強制実施権者は特許権者に適当な補償金を支払わなければならない。
紛争がある場合、特許主務官庁がこれを裁定する。

強制実施権は、強制実施に関する営業と共に譲渡、信託、承継、授権、又は質権の設定をしなければならない。

強制実施の原因が消滅した場合、特許主務官庁は、請求により強制実施を廃止させることができる。

第 77 条 前条の規定により強制実施権を取得した者が、強制実施の目的に違反した場合、特許主務官庁は、特許権者の請求により、又は職権で、その強制実施を廃止することができる。

第 78 条 再発明とは、他人の発明又は実用新案の主な技術内容を利用して完成した発明を指す。

再発明の特許権者は、原特許権者の同意を得なければ、その発明を実施することができない。

製造方法の特許権者は、その製造方法により作成した物品が他人の特許に係るものである場合、該他人の同意を得なければ、該発明を実施することができない。

前二項の再発明の特許権者と原特許権者、又は製造方法の特許権者と物品の特許権者は、協議により交互に実施許諾することができる。

前項の協議が成立しない場合、再発明の特許権者及び原特許権者又は製造方法特許権者及び物品特許権者は、第 76 条の規定により強制実施を請求することができる。但し、再発明又は製造方法発明に係る技術は、原発明又は物品の発明と比べて明らかに経済的意義を有する重要な技術上の改良であるものに限り、再発明又は製造方法の特許権者が強制実施を請求することができる。

再発明又は製造方法の特許権者が取得した強制実施権は、その特許権と共に譲渡、信託、相続、実施許諾又は質権の設定をしなければならない。

第 79 条 発明特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証の番号を表示しなければならない。並びに、実施権者又は強制実施権者にも該特許証番号の表示を要求することができる。特許証番号を表示しなかった場合、損害賠償を請求することができない。但し、特許権侵害者が、該物品が特許に係るものであることを明らかに知っていた場合、又はそれを知り得ることを証明できる事実がある場合は、この限りでない。

第六節 料金の納付

第 80 条 発明特許に関する各種申請について、申請人は申請時に、申請手数料を納付しなければならない。

特許を受けた場合、発明特許権者は、証書料及び特許料を納付しなければならない。特許権存続期間の延長、延期が許可された場合、延長

又は延期が許可された期間内においても、特許料を納付しなければならない。

申請手数料、証書料及び特許料の金額は、主務官庁が定める。

第 81 条 発明特許料は公告の日から起算する。1 年目の特許料は、第 51 条第 1 項の規定により納付し、2 年目以降の特許料は、それぞれの期間が満了する前に納付しなければならない。

前項の特許料は、数年分を一括して納付することができる。一括払い後、特許料の改定があった場合にも、その差額を追納する必要はない。

第 82 条 発明特許の 2 年目以降の特許料を、特許料を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後の 6 ヶ月以内に追納することができる。但し、その納付金額は規定特許料の倍額とする。

第 83 条 発明特許権者が自然人、学校又は中小企業である場合、特許主務官庁に特許料の減免を申請することができる。その減免の条件、期間、金額及びその他行うべき事項に関する規則は、主務官庁が定める。

第七節 損害賠償及び訴訟

第 84 条 発明特許権が侵害を受けた場合、特許権者は損害賠償を請求することができるほか、侵害の排除も請求することができる。侵害のおそれがある場合、その防止を請求することができる。

専用実施権者も前項の請求をすることができる。但し、契約に別の約定がある場合には、その約定に従う。

発明特許権者又は専用実施権者は、前 2 項の規定により請求するとき、特許権侵害に係る物品又は侵害行為に用いた原料あるいは設備について、廃棄処分又はその他の必要とされる処置を請求することができる。発明者は氏名表示権が侵害された場合、発明者の氏名表示又はその他名誉回復のために必要な処分を請求することができる。

本条に規定する請求権は、請求権者が該侵害行為及び賠償義務者の存在を知った時点から 2 年以内に行使しなければ消滅する。該侵害行為があった時点から 10 年を超えた場合も同様とする。

第 85 条 前条により損害賠償を請求する際は、次の各号のいずれかの方法によりその損害額を算定することができる。

1. 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠や方法を提供することができない場合、発明特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られる利益を差し引いた差額をその損害額とすることができる。

2. 侵害者が侵害行為により得た利益による。侵害者がそのコスト又は必要経費について立証できない場合、該物品の販売により得た全収入をその得た利益とする。

前項の規定のほか、発明特許権者の業務上の信用が侵害行為により損われた場合には、別途、それに相当する金額の賠償を請求することができる。

前二項の規定により、侵害行為が故意である場合、法院は侵害状況により損害額以上の賠償額を定めることができる。但し、損害額の3倍を超えてはならない。

第86条 他人の発明特許権を侵害する行為に用いた物、又は該侵害行為により生じた物は、侵害された者の請求により、仮差押えをし、賠償の判決後、賠償金の全部又は一部に充当することができる。

当事者が前条の起訴及び本条の仮差押えの申立てをした場合、法院は民事訴訟法の規定により訴訟による救済を許可しなければならない。

第87条 製造方法の特許により製造された物品が、その製造方法の特許出願前に台湾内外に見られなかった場合、他人が製造した同一の物品は、その方法特許により製造されたものと推定する。

前項の推定は、反証を提出してこれを覆すことができる。被告が、該同一の物品を製造した方法と製造方法特許とが異なることを証明したときは、反証を提出したものとみなす。被告が立証時に開示した製造上及び営業上の秘密の合法的権益は、十分に保障されなければならない。

第88条 発明特許に係る訴訟事件について、法院は、判決書の正本を一部、特許主務官庁に送達しなければならない。

第89条 侵害を受けた者は、勝訴判決確定後、法院に対し、敗訴者の負担で判決書の全文又は一部を新聞に掲載すべき旨の裁定を下すよう請求することができる。これに係る費用は、敗訴者の負担とする。

第90条 発明特許権に関する民事訴訟について、出願、無効審判、又は取消が確定するまで、審判を中止させることができる。

法院は、前項の規定により審判中止の裁定を下すとき、無効審判提起の正当性に留意しなければならない。

無効審判が権利侵害訴訟の審理に関連する場合、特許主務官庁は、優先的にこれを審査することができる。

第91条 認可を得ていない外国法人又は団体は、本法が規定する事項について、民事訴訟を提起することができる。但し、条約又はその本国の法令や慣例により、台湾の人民又は団体が同国において同等の権利を享受することができる場合に限る。団体又は機構が相互に特許を保護する協議を締結し、主務官庁の許可を受けた場合も、同様とする。

第 92 条 法院は、発明特許訴訟事件を審理する専門法廷を設けたり、又は専門の担当者を指定して審理させることができる。
司法院は、特許侵害鑑定の特許機関を指定することができる。
法院は、発明特許訴訟を受理し、前項の機関に委託して鑑定させることができる。

第三章 実用新案登録

第 93 条 実用新案とは、自然法則を利用した技術的思想のうち、物品の形状、構造又は組み合わせに係る創作を指す。

第 94 条 産業上利用することのできる実用新案で、次の各号のいずれかに該当しないものは、本法により出願し、実用新案登録を受けることができる。

1. 出願前に既に刊行物に記載されたり、又は公然実施されたもの。
2. 出願前に既に公然知られたもの。

実用新案が次のいずれかの事由により、前項各号の事情に至った実用新案については、その事実が生じた日から 6 ヶ月以内に出願した場合、前項各号の規定の制限を受けない。

1. 研究、実験のため。
2. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。
3. 出願人の意図に反して漏洩したもの。

出願人が前項第 1 号、第 2 号の事由を主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定する期間内に証明書類を提出しなければならない。

実用新案が第 1 項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術領域の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて明らかに容易に完成することができる場合には、本法により出願し、実用新案登録を受けることができない。

第 95 条 実用新案登録を出願した実用新案が、その出願より先に出願され、かつその出願後はじめて公開又は公告された発明若しくは実用新案の明細書又は図面に記載された内容と同一である場合には、実用新案登録を受けることができない。但し、該実用新案登録出願人と先に出願された発明又は実用新案の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第 96 条 実用新案が、公序良俗又は公衆衛生を害する場合には、実用新案登録を受けることができない。

- 第 97 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、次の各号のいずれかの事情を有すると認めた場合、拒絶査定を下さなければならない。
1. 実用新案が物品の形状、構造又は組み合わせに属さない場合。
 2. 前条の規定に違反する場合。
 3. 第 108 条が準用する第 26 条第 1 項、第 4 項に規定する開示方式に違反する場合。
 4. 第 108 条が準用する第 32 条の規定に違反する場合。
 5. 明細書及び図面に必要事項が開示されていない場合、又はその開示内容が明らかに明確でない場合。
- 前項の処分を下す前に、期限を指定して意見陳述又は明細書又は図面を補充・補正するよう出願人に通知しなければならない。
- 第 98 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、前条の規定する事情を有すると認めた場合、理由を明記した処分書を作成し、出願人又はその代理人に送達しなければならない。
- 第 99 条 実用新案登録を出願した実用新案について、方式審査の結果、第 97 条に規定する拒絶査定すべき事情がないと認めた場合、登録を許可し、請求の範囲及び図面を公告しなければならない。
- 第 100 条 出願人が明細書又は図面の補充、補正を申請する場合、出願日から 2 ヶ月以内にこれを行わなければならない。
- 前項により行う補充、補正は、出願当初の明細書又は図面が開示する範囲を超えてはならない。
- 第 101 条 登録出願された実用新案は、出願者が、実用新案権を付与する旨の処分書送達後 3 ヶ月以内に証書料及び 1 年目の年金を納付した後、はじめて公告される。期間が満了しても前記費用を納付しない場合、公告せず、その実用新案権は最初から存在しなかったものとする。
- 実用新案登録出願に係る実用新案は、公告日より実用新案権を付与し、証書を交付する。
- 実用新案権の存続期間は、出願日から起算して 10 年をもって満了とする。
- 第 102 条 発明特許又は意匠登録を出願した後、これを実用新案の出願に変更する場合、又は実用新案登録を出願した後、これを発明特許の出願に変更する場合は、原出願の出願日をその変更後の出願の出願日とする。
- 但し、原出願について許可査定書又は処分書が送達された後、あるいは原出願の拒絶査定書又は処分書が送達された日から 60 日以上経っている場合には、出願変更を申請することはできない。
- 第 103 条 実用新案登録出願に係る実用新案の公告後、何人も、第 94 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 項、第 95 条又は第 108 条に準用する第 31 条に規定

する事情について、特許主務官庁に対し、該実用新案の実用新案技術報告を請求することができる。

特許主務官庁は、前項の実用新案技術報告請求の事実を、特許公報に掲載しなければならない。

特許主務官庁は、第 1 項の請求において、特許審査官を指定して実用新案技術報告を作成させなければならない、並びに該特許審査官は該報告に署名しなければならない。

第 1 項の規定によりなされた実用新案技術報告請求に、特許権者でない者が業として該実用新案を実施していることが明記され、かつ関連証明書類を添付する場合、特許主務官庁は 6 ヶ月以内に実用新案技術報告を完成しなければならない。

実用新案権消滅後も実用新案技術報告を請求することができる。

第 1 項の規定により行った請求は、取り下げることができない。

第 104 条 実用新案権者が実用新案権を行使する際には、実用新案技術報告を提示して警告しなければならない。

第 105 条 実用新案権者の実用新案権が取り消される場合、それが取り消される前に、該実用新案権を行使することによって他人に与えた損害について、賠償責任を負わなければならない。

前項の情況は、実用新案技術報告の内容に基づいて、又は可能な限りの注意を払った上で権利を行使した場合には、過失がなかったものと推定する。

第 106 条 実用新案権者は、本法に別段の規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに該実用新案に係る物品を製造、販売の申し出、販売、使用すること、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。

実用新案権の範囲は、明細書に記載された請求の範囲を基準とし、請求の範囲を解釈する際には、創作説明及び図面を参酌することができる。

第 107 条 次の各号のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は、無効審判請求により、その実用新案権を取り消し、並びに期限を指定して証書を返還させなければならない。返還することができない場合には、証書の無効を公告しなければならない。

1. 第 12 条第 1 項、第 93 条から第 96 条、第 100 条第 2 項、第 108 条に準用する第 26 条又は第 108 条に準用する第 31 条の規定に違反する場合。
2. 特許権者が属する国が台湾人民の特許出願を受理しない場合。
3. 実用新案権者が実用新案登録出願権者でない場合。

利害関係者に限り、第 12 条第 1 項の規定に違反すること、又は前項第 3 号の事情を有することを理由に、無効審判を提起することができる。その他の事情については、何人も、証拠を添付して、特許主務官庁に無効審判を提起することができる。

無効審判査定書には、特許審査官が署名しなければならない。

第 108 条 第 25 条から第 29 条、第 31 条から第 34 条、第 35 条第 2 項、第 42 条、第 45 条第 2 項、第 50 条、第 57 条、第 59 条から第 62 条、第 64 条から第 66 条、第 67 条第 3 項、第 4 項、第 68 条から第 71 条、第 73 条から第 75 条、第 78 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 79 条から第 86 条、第 88 条から第 92 条までの規定は、実用新案に準用する。

第四章 意匠登録

第 109 条 意匠とは、物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作を指す。

類似意匠とは、同一人がその所有する別の意匠に基づいて創作したものであって、その構成が類似しているものを指す。

第 110 条 産業上利用することのできる意匠で、次の各号のいずれかに該当しなければ、本法により出願し、意匠登録を受けることができる。

1. 出願前に既に同一又は類似の意匠が刊行物に記載されたり又は公然実施されたもの。
2. 出願前に既に公然知られたもの。

次のいずれかの事由により、前項各号の事情に至った意匠については、その事実が生じた日から 6 ヶ月以内に出願した場合、前項各号の規定の制限を受けない。

1. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示されたため。
2. 出願人の意図に反して漏洩したもの。

出願人が前項第 1 号の事情を有すると主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定する期間内に証明書類を提出しなければならない。

意匠が、第 1 項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術領域の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて容易に思いつく場合には、本法により出願し、意匠登録を受けることができない。

同一人が類似の意匠について意匠登録を出願する際は、類似意匠として出願しなければならない。但し、原意匠の出願前に類似意匠と同一又は類似である意匠が既に刊行物に記載されたり、公然使用されたり、若しくは一般の人によく知

られていた場合には、本法により出願し、類似意匠登録を受けることができない。

同一人が、類似意匠に類似する意匠について、類似意匠登録を出願することはできない。

第 111 条 意匠登録出願に係る意匠が、その出願より先に出願され、かつその出願後はじめて公告された意匠登録出願に添付されている図面説明書の内容と同一又は類似である場合には、意匠登録を受けることができない。

但し、該意匠登録出願人と先に出願された意匠登録の出願人が同一である場合には、この限りでない。

第 112 条 次の各号のいずれかに該当するものは、意匠登録を受けることができない。

1. 単に機能上不可欠な設計からなる物品造形。
2. 単なる芸術的創作又は美術工芸品。
3. 集積回路の回路配置及び電子回路の配置。
4. 公序良俗、又は公衆衛生を害する物品。
5. 党旗、国旗、國父（孫文）の肖像、国の紋章、軍旗、印章、勲章と同一又は類似である物品。

第 113 条 意匠登録出願に係る意匠は、許可査定後、出願人は査定書送達後 3 ヶ月以内に証書料及び 1 年目の特許料を納付しなければならない。前記費用が納付されてからはじめて公告される。期限が満了しても納付しない場合、その意匠権は最初から存在しなかったものとする。

意匠登録出願に係る意匠は、公告日より意匠権を付与し、証書を交付する。

意匠権の存続期間は、出願日から起算して 12 年をもって満了とする。類似意匠権の存続期間は、原意匠権の存続期間と同時に満了とする。

第 114 条 発明特許又は実用新案登録を出願した後、これを意匠登録の出願に変更する場合、原出願の出願日をその変更後の出願の出願日とする。但し、原出願について許可査定書又は処分書が送達された後、あるいは原出願の拒絶査定書又は処分書が送達された日から 60 日以上経っている場合には、出願変更を申請することはできない。

第 115 条 独立意匠登録を出願した後、これを類似意匠登録の出願に変更する場合、又は類似意匠登録を出願した後、これを独立意匠登録の出願に変更する場合は、原出願の出願日をその変更後の出願の出願日とする。但し、原出願の許可査定書送達後、又は原出願の拒絶査定書が送達された日から 60 日以上経っている場合には、出願変更を申請することはできない。

- 第 116 条 意匠登録の出願は、意匠登録出願権者が願書、図面説明書を備えて、特許主務官庁にこれを提出しなければならない。
- 出願権者が使用者、譲受人又は相続人である場合、創作者の氏名を明記し、雇用、譲受又は相続を証明する書類を添付しなければならない。
- 意匠登録の出願は、願書、図面説明書が全て揃った日を出願日とする。前項の図面説明書が外国語で提出され、かつ特許主務官庁が指定する期間内に中国語訳による翻訳文が補正された場合、該外国語の図面説明書が提出された日を出願日とする。指定された期間内に補正しなかった場合、出願を受理しない。但し、処分前に補正した場合には、補正した日を出願日とする。
- 第 117 条 前条の図面説明書には、意匠を施す物品の名称、創作の説明、図面の説明及び図面を記載しなければならない。
- 図面説明書は、該意匠が属する技術領域の通常知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施することができるよう、明確かつ十分に開示しなくてはならない。
- 意匠の図面説明書の開示方式は、本法施行細則で定める。
- 第 118 条 同一又は類似の意匠について、2 以上の意匠登録出願があった場合、その最先の出願人のみが、意匠登録を受けることができる。但し、後願の出願人が主張する優先日が先願の出願日より早い場合は、この限りでない。
- 前項の出願日又は優先日が同日である場合は、これを協議により定めるよう出願人に通知しなければならない。協議が成立しない場合には、いずれの出願人も意匠登録を受けることができない。その出願人が同一人である場合、期限を指定していずれか 1 つの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎてもいずれか 1 つを選択しない場合は、いずれの出願も意匠登録を受けることができない。各出願人が協議する場合、特許主務官庁は適当な期間を指定して該協議結果を報告するよう出願人に通知しなければならない。該期限が過ぎても報告がなかった場合には、協議が成立しなかったものとみなす。
- 第 119 条 意匠登録出願は、1 つの意匠ごとに出願を提出しなければならない。
- 意匠登録を出願する際は、その意匠を施す物品を指定しなければならない。
- 第 120 条 意匠登録出願が第 109 条から第 112 条、第 117 条、第 118 条、第 119 条第 1 項又は第 122 条第 3 項の規定に違反する場合、拒絶査定を行わなければならない。
- 第 121 条 審査の結果、拒絶すべき理由がないと認めた意匠については、意匠登録を許可し、その図面を公告しなければならない。

- 第 122 条 特許主務官庁は、意匠登録の審査の際、請求により又は職権で、期限を指定して出願人に次の各号の事項を行うよう通知することができる。
1. 特許主務官庁に出頭して面談に応じる。
 2. 模型又は見本を追加する。
 3. 図面説明書を補足・補正する。
- 前項第 2 号の追加された模型又は見本について、特許主務官庁は必要であれば、現場又は指定した場所で実地検証を行うことができる。
- 第 1 項第 3 号による補足・補正は、出願当初の図面説明書が開示する範囲を超えてはならない。
- 第 123 条 意匠権者は、該意匠が施された物品について、本法で別に規定がある場合を除き、他人がその同意を得ずに該意匠登録及び類似意匠登録を受けた物品を製造、販売、販売の申し出、使用をしたり、又はこれらを目的として輸入することを排除する権利を専有する。
- 意匠権の範囲は、図面を基準とし、並びに創作発明を参酌することができる。
- 第 124 条 類似意匠権は原意匠権に従属するものであり、単独で主張することはできず、かつ類似の範囲には及ばない。
- 原意匠権が取り消された又は消滅した場合、類似意匠権も共に取り消される又は消滅する。
- 第 125 条 意匠権の効力は、次の各号の事項には及ばない。
1. 研究、授業又は試験のためにその意匠を実施し、営利上の行為ではないもの。
 2. 出願前、既に台湾内で使用されていたもの、又はその必要な準備を既に完了していたもの。但し、出願前の 6 ヶ月以内に意匠登録出願権者からその意匠を知らされ、意匠登録出願権者がその意匠権を留保する旨の表明をした場合には、この限りでない。
 3. 出願前、既に台湾内に存在していたもの。
 4. 単に国境を通過するにすぎない交通手段又はその装置。
 5. 意匠登録出願権者でない者が受けた意匠権が意匠登録出願権者による無効審判請求のために取り消された場合、その使用許諾を受けた者が無効審判の請求前に善意で台湾内で使用していたもの、又は既にその必要な準備を完了していたもの。
 6. 意匠権者が製造した、又は意匠権者の同意を得て製造した意匠権物品が販売された後、該物品を使用する、又は再販する行為。前記の製造、販売行為は台湾内に限らない。
- 前項第 2 号及び第 5 号の使用者は、その原事業内で継続して使用する場合に限る。第 6 号における販売できる区域は、法院が事実に基づいてこれを認定する。

第 1 項第 5 号の使用者は、該意匠権が無効審判により取り消された後も、依然として使用している場合、意匠権者による書面通知を受領した日から、意匠権者に合理的な使用料を支払わなくてはならない。

第 126 条 意匠権者は、意匠を施すものとして指定した物品について、その意匠権を他人に譲渡、信託、使用許諾、又は質権を設定することができるが、その際、特許主務官庁に登録しなければ、第三者に対抗することはできない。但し、類似意匠を単独で譲渡、信託、使用許諾、又は質権を設定することはできない。

第 127 条 意匠権者は、意匠登録を受けた図面説明書について、誤記又は不明瞭な事項についてのみ、特許主務官庁に補正を請求することができる。特許主務官庁は、補正を許可した後、その事由を特許公報に掲載しなければならない。

図面説明が補正公告された場合、出願日に溯って発効する。

第 128 条 次の各号のいずれかに該当する場合、特許主務官庁は、無効審判請求により又は職権で、その意匠権を取り消し、かつ期限を指定して証書を返還させなければならない。返還することができない場合には、証書の無効を公告しなければならない。

1. 第 12 条第 1 項、第 109 条から第 112 条、第 117 条、第 118 条又は第 122 条第 3 項の規定に違反する場合。
2. 意匠権者の属する国が台湾人民の意匠登録出願を受理しない場合。
3. 意匠権者が意匠登録出願権者ではない場合。

利害関係者に限り、第 12 条第 1 項の規定に違反すること、又は前項第 3 号を有することを理由に、無効審判を提起することができる。その他の事情については、何人も、証拠を添付して、特許主務官庁に対し無効審判を提起することができる。

第 129 条 第 27 条、第 28 条、第 33 条から第 35 条、第 42 条、第 43 条、第 45 条第 2 項、第 46 条、第 47 条、第 60 条から第 62 条、第 65 条、第 66 条、第 67 条第 3 項、第 4 項、第 68 条から第 71 条、第 73 条から第 75 条、第 79 条から第 86 条、第 88 条から第 92 条の規定は、意匠に準用する。第 27 条第 1 項が規定する期間は、意匠登録において 6 ヶ月とする。

第五章 付 則

第 130 条 特許主務官庁は、特許ファイルの出願書類、明細書、図面及び図面説明を、永久に保存しなければならない。その他書類のファイルは、少なくとも 30 年間保存しなければならない。

前項の特許ファイルは、マイクロフィルム、磁気ディスク、磁気テープ、光ディスクなどで保存することができる。前項の保存記録は、特許主務官庁が確認したものに限り、原ファイルと同一とみなし、元の

- ペーパーファイルを廃棄することができる。保存記録の複製品は、特許主務官庁の確認を得た場合、それが真正品であると推定する。
- 前項の保存代用物の確認、管理、使用上の規則は、主務官庁が定める。
- 第 131 条 主務官庁は、発明、創作を奨励するために、奨励補助制度を定めることができる。
- 第 132 条 1994 年 1 月 23 日より前に提出された出願は、第 52 条の規定により特許存続期間の延長を申請することができない。
- 第 133 条 本法 2001 年 10 月 24 日改正法の施行前（註：2001 年 10 月 26 日前）に提出された追加特許出願で、いまだに査定が確定していないもの、又は該追加特許出願の特許権がまだ存続しているものは、改正前の追加特許に関する規定により取り扱う。
- 第 134 条 本法 1994 年 1 月 21 日改正法の施行前（註：1994 年 1 月 23 日前）に公告された特許の特許権存続期間は、改正施行前の規定を適用する。但し、WTO 協定が台湾内で発効した日に特許権がまだ存続している発明特許の特許権存続期間については、改正施行後の規定を適用する。
- 本法 2003 年 1 月 3 日改正法の施行前（註：2004 年 7 月 1 日前）に公告された実用新案権の存続期間は、改正施行前の規定を適用する。
- WTO 協定が台湾内で発効した日（註：2002 年 1 月 1 日）に権利がまだ存続している意匠の意匠権存続期間については、1997 年 5 月 7 日改正法施行後の本法規定を適用する。
- 第 135 条 本法 2003 年 1 月 3 日改正法の施行前（註：2004 年 7 月 1 日前）にまだ登録査定されていなかった発明特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願は、改正施行後の規定を適用する。
- 第 136 条 本法 2003 年 1 月 3 日改正法の施行前（註：2004 年 7 月 1 日前）に既に提出されていた異議申立は、改正施行前の規定を適用する。
- 本法 2003 年 1 月 3 日改正法の施行前（註：2004 年 7 月 1 日前）に既に公告されていた特許は、改正施行後も改正施行前の規定により異議申立を提起することができる。
- 第 137 条 本法の施行規則は、主務官庁が定める。
- 第 138 条 本法は、第 11 条が公布日から施行される以外、その他の条文の施行日は行政院が定める。